パートナーシップ制度に関する宣誓書受領カード提示により利用可能な広島県行政サービス等

令和3年10月15日時点

区分	制度・サービス名	概要及び適用時期	問い合わせ先
障害者福祉	身体障害者等に対する自動車 税(環境性能割・種別割)及 び軽自動車税(環境性能割) の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 ・身体障害者等の方のパートナーが取得又は所有する自動車 又は軽自動車で、専ら当該身体障害者等の方の移動手段とし て当該身体障害者等又はパートナーが運転するもの ・身体障害者等の方が取得又は所有する自動車又は軽自動車 で、専ら当該身体障害者等の方の移動手段としてパートナー が運転するもの ※使用目的や障害の程度等一定の要件を満たす場合に限る。 ※パートナーは身体障害者等の方と生計を一にする場合に限 る。	広島県西部県税事務所 自動車税課 TEL:082-513-5374 FAX:082-223-0539

[※] 制度ごとに所定の要件があります。

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な広島県行政サービス等 (受領証等を提示することでより円滑にサービスを利用できます。)

令和3年10月1日時点

区分	制度・サービス名	概要及び適用時期	問い合わせ先
医療	県立病院での手術の同意等	県立病院では、患者の家族やパートナー等であれば、手術同 意等について対応できる。	広島県病院事務局県立病院課 TEL:082-513-3234 FAX:082-223-3573
暮らしその他	保有個人情報開示請求	亡くなったパートナーに関する保有個人情報の開示請求については、当該宣誓の有無にかかわらず、一定の条件(亡くなったパートナーの遺贈により開示請求者が取得した権利義務に関する情報である場合)の下に対応できる。	広島県総務局総務課 TEL:082-513-2380 FAX:050-3156-3479

[※] 制度ごとに所定の要件があります。